

川西市中心市街地活性化協議会後援名義使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西市中心市街地活性化協議会の後援名義の使用に関し、その取扱い及び事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用を許可する名義)

第2条 使用を許可する名義は、川西市中心市街地活性化協議会とする。

(後援の実施)

第3条 川西市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の後援は当該事業に後援する団体としての名義使用に限るものとし、物的及び財政的援助は行わないものとする。

(名義使用の許可)

第4条 後援名義の使用をしようとする者は、あらかじめ、会長の許可を受けなければならない。

(名義使用許可申請の手続)

第5条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援名義使用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業を実施する者（以下「主催者」という。）の存在を明らかにする書類
- (2) 事業の目的、内容及び計画を明らかにする書類
- (3) 事業において参加費用等の徴収を伴う場合は、収支予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類

(審査及び許可決定)

第6条 会長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、後援名義の使用を許可することが適当と認めたときは後援名義使用許可書を、申請者に交付するものとする。

- 2 後援名義の使用を許可する期間は、申請者が後援名義使用許可書の交付を受けた日から当該事業が終了する日までとする。
- 3 会長は、前項の規定による許可に際し、必要な条件を付することができる。

(名義使用許可の要件)

第7条 会長は、主催者及び事業内容等が次の各号に掲げる要件をすべて備えていると認める場合に限り、後援名義の使用を許可することができる。

- (1) 川西市中心市街地エリア内における教育、学術、文化並びにスポーツの振興又は福祉の向上に寄与すると認められる事業であること。
- (2) 主催者の存在が明らかで、事業を完全に遂行する能力が十分であること。
- (3) 事業の実施目的及び内容が、政治的活動又は宗教的活動に関連しないこと。
- (4) 参加料及び出品料等を徴収する場合は、その額が社会通念上妥当な額であること。
- (5) 参加者等に金品の寄付又は援助を強要するものでないこと。
- (6) 事業の実施において、公衆衛生及び事故防止について、十分な対策が講じられていること。

(使用者の遵守事項)

第8条 後援名義使用許可書の交付を受けた者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協議会の名義を使用した印刷物等を会長に提出すること。
- (2) 迷惑行為若しくは暴力行為又は公序良俗に反する行為を一切行わないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めて指示する事項

(事業の中止又は申請内容の変更)

第9条 申請者は、事業を中止し、又は申請内容に変更が生じたときは、直ちに会長に申し出なければならない。

(許可の取消し)

第10条 会長は、申請者が、虚偽の申請若しくは不正な手段により後援名義の使用許可を受けたとき、取り消すことができる。

2 前項の規定により、後援名義使用許可を取り消したときは、会長は、その旨を使用者に通知するものとする。

この場合において、後援名義使用許可を取り消したことによる損害は、申請者が全て負うものとする。

(事業完了報告)

第11条 後援名義使用の許可を受けた者は、事業終了後1箇月以内に、後援名義使用事業完了報告書を、会長に提出しなければならない。

(事務分掌等)

第 1 2 条 この規程に定める事務は、当該事業を担当する協議会事務局において処理するものとする。

(補則)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、協議会の後援名義の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規程は、令和元年 7 月 18 日から施行する。